## ○茨城県立医療大学安全衛生委員会運営要領

(平成18年1月12日) (令和2年3月24日改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県安全衛生委員会等の設置及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)に規定するもののほか、茨城県立医療大学安全衛生委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員)

- 第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 学長

| (1)                 |                                 |    |
|---------------------|---------------------------------|----|
| (2)                 | 衛生管理者のうちから学長が指名した者              | 2名 |
| (3)                 | 産業医のうちから学長が指名した者                | 1名 |
| (4)                 | 事務局長                            | 1名 |
| (5)                 | 安全及び衛生に関して経験を有する者のうちから学長が指名した者  | 1名 |
| (6)                 | 安全及び衛生に関して経験を有する者のうち、教職員の過半数を代表 |    |
| する者の推薦に基づき、学長が指名した者 |                                 | 5名 |
|                     |                                 |    |

- 2 委員長は、学長を充てる。
- 3 委員長が事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

- 第3条 委員長及び前条第1項第4号に掲げる委員の任期は、それぞれ当該各号に規定 する職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げな い。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者 の残任期間とする。

(会議)

- 第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めることができる。
- 5 委員長は、委員の3分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、速

やかに、会議を招集しなければならない。

(議事録)

第5条 委員長は、会議の議事録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

(安全衛生委員会付属病院部会の設置)

- 第6条 委員会は、委員会において決定した事項のうち、付属病院が所管する業務に係る 事項を適切に実施するため、付属病院部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 部会の運営に関し必要な事項は、付属病院長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を 経て委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成18年1月12日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年3月24日から施行する。